令和　　年度 家屋敷（事業所）課税取消申告書

高浜町長　様　　年　　月　　日提出

納税義務者	住　所			
	フリガナ		個人番号（ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ）	
	氏　名			
	生年月日	年　月　日	電　話	―　―

申告する方が、上記納税義務者と異なる場合は下記にご記入ください。

申告者	住　所			
	フリガナ		個人番号（ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ）	※下記の実質的な所有者と同一である場合はご記入ください。
	氏　名			
	生年月日	年　月　日	電　話	―　―

1月1日時点での家屋敷（事業所）の状況に該当する項目にチェックをつけてください。

課税の取消理由	事業所・家屋敷の所在地	高浜町

□　住民登録地で住民税が、下記の理由により非課税である。

・生活保護の規定による生活扶助を受けている。

・障がい者、未成年、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得が135万円以下である。

□　賦課期日（1月1日）以前に、取壊し・売却していた。

【売却・取壊し：　　年　　月　　日】

※取壊証明・契約書等があれば、写しを添付してください。

□　賦課期日（1月1日）以前に、上記納税義務者が亡くなっている。

【実質的な支配権がある方の氏名：　　】

【実質的な支配権がある方の住所：　　】

※納税義務者および所有者との関係が分かるものを添付してください。

□　他人に貸し出している。

【借家人氏名：　　】

【借家人住所：　　】

※契約書等があれば、写しを添付してください。

□　老朽化で使用できない住宅である。（壁や屋根が抜け落ちて崩壊している等）

□　事業を廃業している。

【廃 業 時 期 ：　　年　　月　　日】

□　事業用の単なる倉庫、一時的な仮事務所である。

【留意事項】①賦課期日は1月1日です。1月2日以降に高浜町に転入された場合や家屋の取壊・売却があった場合でも、今年度は課税対象になります。

②家屋敷等課税は、必ずしも自己の所有のものとは限らず、借りていても該当します。また、上記以外の理由は原則課税取消理由として認められていません。

③課税取消理由については、問い合わせ及び実態調査等をさせていただくことがあります。課税対象外であることが判明した場合、家屋敷課税は取り消されます。

※個人番号の確認と本人確認のため、①と②の書類の写しを同封してください。

①【番号確認書類】マイナンバーカード（裏）又は通知カード

②【本人確認書類】マイナンバーカード（表）又は運転免許証